

軍並ニ旅團ニ於ケル副官會同會報事項

昭和三十二年
南地駐屯地司令部

軍會報事項

- 一 未夕自動車事故多發ノ傾向アリ、指揮監督目ヲ嚴ニサレタシ
- 二 十二月未、未檢閱書簡ニ于通ニ達ス
尚外テ殺害スルモノアリ注意ヲ要ス
- 三 山部隊一級ニ敬禮良好ナリ、^{禮儀}民ニ對シ金一封ヲ送レルモノ見テアリ
- 四 飲酒ノ上將校ノ部下ヲ刺シタル例宮古島ニアリ
亦本島ニ於テ正月二日上等兵ガ銃劔ヲ以テ班長ヲ刺シタリ
- 五 火災予防ハ嚴ニ注意スベシ(別紙ノ如キ例アリ)
週番日直者ハ内務令ノ通りニ取締ルベシ
- 六 十二月十八日嘉手納ヨリ那覇行ノ山第三三四部隊ノ自動車ヨリ
落セル中尉ノ軍刀アリ
銃劔モ拾得ニアルモ届出ナシ
- 七 外出ハ内務令ニ從フベシ現在ニ於テハ臨時外出ハナキモト思考ス
- 八 慰安所ノ使用時間ヲ嚴守サレタシ
- 九 野戰兵器廠ハ南風原守宮平ノ織物工場ニ移轉セリ
電話津賀山一四
- 十 齒科治療ハ昭和十五年陸普第ハ三九號ヲ研究ノ上實施セラ
レタシ

旅團長注意事項

- 一 敵機行動中ハ自動車ヲ動カスナ
- 二 酒ハ善用スベシ飲酒ニ依ルト雖モ事故者對シテ寛大ニ失スナ
- 三 燒カズ取ラス、犯サズハ三原則ニ徹セヨ
- 四 各級指揮官ノ位置ハ高所ヲ選定シ指揮官ノ位置スベキ場所
ニ本部ハ宿營スベシ
- 五 各隊相互ニ惡感情ヲ持合スハ不可ナリ
特ニ嘉手納附近ニ於テアリ